

愛知県教育委員会教育長 様



令和 4 年 9 月 28 日

住所 [REDACTED]

団体名 スマイルあいち

代表 近藤花菜 飯田英理子 西尾沙耶香

学校等において食事中の会話を可能とするように見直しを求める請願

1. 請願の趣旨

2020年6月の学校等再開以来、愛知県内の学校等においては、食事中に会話をしない、いわゆる「黙食」が指導されています。さらには本年7月に私たちが独自に行ったアンケートによると、回答者の6割以上の学校等で、食べている間のみでなく給食の時間が終わるまで全員しゃべってはいけないという対応が継続されているという結果が得られました。

現在、愛知県全域に発出されている『BA.5 対策強化宣言』(2022年9月30日まで)において、「学校等での対応」には「食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）」と記載されていますが、食事中の会話について、当局の発出する文書や見解、法律等においてどのように説明などがなされているかを以下に整理します。

(1) 『BA.5 対策強化宣言』(2022年9月30日まで)

「学校等での対応」の部分は、愛知県教育委員会保健体育課が担当して作成した文面であり、「食事中の会話禁止」についての根拠は文部科学省『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』(以下「衛生管理マニュアル」という)における、マスクを外している時は会話を控えるとの説明であることを保健体育課に対して本年7月14日に口頭確認をしています。

2020年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行を防止するため、愛知県では県民に対して対策への協力要請等がまとめられた文書が作成されてきましたが、その一連の文書の中で学校等においての「食事中の会話禁止」という表現の初出は『「警戒領域」での感染防止対策』(2021年3月22日(月)～)です。『警戒領域』以降も要請が途切れなく発出されてきましたが、『愛知県緊急事態措置』『愛知県まん延防止等重点措置』…

『厳重警戒』など、いずれの文書でも学校等においては「食事中の会話禁止」と記載されています。『厳重警戒』等の発出の際にどのように意思決定されたのか、その過程を示す文書について本年7月21日付けで行政文書開示請求を行いましたが、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため」との理由で不開示でした。

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という)

BA.5 対策強化宣言は「特措法第24条9項に基づく協力要請」とされていますが、特

措法にも食事中は会話禁止との表記はありません。特措法及び特措法に関する政令において、「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない」と謳われています。

(3) 愛知県教育委員会「教育活動の実施等に関するガイドライン（令和4年4月25日版）」（以下「ガイドライン」という）

「3 日々の教育活動における感染症対策・指導（5）昼食等」には「イ 食事中は会話を控えるよう指導する。」とあります。（20ページ）

また、ガイドラインに添付されている資料「地域の感染レベルに応じた学校の新型コロナウイルス感染症対策【令和4年4月25日改訂】」（以下「ガイドライン資料」という）には、感染レベルに応じた対策が表でまとめられており、その中で食事に関する事項については、以下の通り記載されています。

【レベル3】昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する。食事後は、速やかにマスクを着用させる。

【レベル2】食事中などマスクを着用できない場面では、対面にならない、会話を控えるなどの感染対策を行う。

【レベル1】（食事中についての記載はありません。）

レベル3では会話の禁止と同等の表現がされています。つまり『「警戒領域」での感染防止対策（2021年3月22日）』以降の同様の文書全てに「食事中の会話禁止」と記載されていることは、県下の学校等に対して、地域の感染状況に関わらず常にレベル3の対応を求めてきたと受け取ることができます。

(4) 衛生管理マニュアル

会話を控えるとはすなわち会話禁止であるという説明はありません。また給食等の食事に関する説明部分においても会話禁止はもとより、会話を控えるとは記載されておらず、「机に向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です」とあります。高等学校等では「飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫してください」として、席の配置により距離が取れれば会話を禁じてはいません。

(5) 省庁への電話による確認

厚生労働省新型コロナウイルスに係る電話相談窓口（0120-565653）および衛生管理マニュアル作成部署である文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課では「『会話を控える』とは会話禁止ではない」と回答しています。また文部科学省同課は「『黙食』との言葉を使用したことではない」とのことです（いずれも本年9月）。

(6) 文部科学省通知等

末松信介文部科学大臣（当時）は本年4月の記者会見において、衛生管理マニュアルに沿った対策が講じられていれば、給食時にマスクをせずに会話をしたことだけで、一律に出席停止の措置を求めるものではないと説明しており、令和4年8月1日付け事務連絡においても同様の見解が明記されています。

(7) 官房長官記者会見

松野官房長官は本年6月の記者会見において、黙食の見直しについての問い合わせに対し、「衛生管理マニュアルも踏まえつつ、地域の実情に即して適切に対応していただきたい」と回答しています。

(8) 黙食緩和の動き

本年6月以降、いくつかの自治体で黙食の緩和の動きがあり、福岡市、宮崎県では大声を出さなければ会話可能とされています。千葉県では4月から対面での黙食を可能としています。なお、県内某市でも、大声でなければ会話をしてもよいとのことです。開始時期や理由について教育委員会に問い合わせたところ、2020年の学校再開時からであり、理由としては各学校が1クラス当たりの人数など個別の状況に応じて詳細な対応を決めている、その際の指針である衛生管理マニュアルには大声を出さなければ会話可能であるように記載があり、教育委員会としては衛生管理マニュアル以外に独自に付け加えていないため、結果として会話可能であるとの方針を一貫して継続しているとの回答を得ました。

＜以下、報道の引用＞

【学校給食の“黙食”「異常な状況」緩和の動き…専門家「段階を踏む必要」 テレ朝 news 令和4年6月16日】

福岡市・高島宗一郎市長『何も言わずに、教室の中で皆がシーンとして食べるっていうのは、コロナという緊急事態に応じた、やはり異常な状況だと思う。』福岡市では今後、専門家の見解を聞いたうえで、具体的な方針を固めていくということです。

(9) 子どもの声

黙食の緩和を求める声は全国的に広がりつつあります。本年9月21日には黙食解除などを求める要望書を保護者団体が国（文科省・厚労省）に提出しました。209自治体への公開質問状と子どもへのアンケートをもとにコロナ禍の子どもへの影響を訴えるものですが、その活動は保護者による子どもの声を聞くアンケートから始まったものです。アンケートの結果では、「給食を話しながら食べたい」が90.4%、「マスクを外したい」が89.5%と、大変高い割合でした。その他個別回答では、「もう学校行きたくない」「大人は好きに喋ってごはんを食べたりマスク外したりしてるので子どもばかり禁止されてひどいと思う」など、苦しい状況を表す声が多数寄せられたとのことです。

私たちの会では本年7月に愛知県内の子どもと保護者、地域住民を対象に学校における

る感染対策全般についてのオンラインアンケートを行いました。食事の時間についての個別回答は多くはありませんでしたが、感染症対策の本質から離れていたり、子どもの心情への配慮に欠けたりする対応も見受けられました。

＜以下、アンケート自由記述からの抜粋＞

「給食は透明ですらないつい立てに囲まれ、刑務所のように無言で食べています。」(T市こども園)

「給食で昔はしゃべれたのに、なんでいまはしゃべれないの？大人はお店でしゃべって食べていいのになんで小学校ではしゃべってたべちゃだめなの？」(H町小1又は2)

「給食の時に面白いことがありクラス全員が笑ったら「いまは笑わないときだよ！」と先生に注意されたようです」(G市小1又は2)

「給食中にトイレに行きたいときにも、腕で「T」の形を作つてジェスチャーで意思表示しなければならない。」(N市小1又は2)

(10) 飲食店での感染予防対策

内閣官房所管部署他より発出の事務連絡「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その6）」（令和4年9月8日）において、来店者の感染症予防として示されている内容としては、会話を控えることには言及がなく、大声での会話を避けること、咳エチケットを行うことのみが記載されています。

以上のように、政府や省庁の文書や見解、法令の上では、学校等において食事中の会話について「禁止」という表現は記されておらず、また、飲食店の来店者に対しても同様です。よって食事中の会話について「禁止」「会話をしない」は愛知県教育委員会の判断による文言であるため、県の裁量によって変更は可能なものです。子どもたちや保護者から学校等での黙食に対して疑問があがってきてることからも、食事中の会話禁止は、子どもたちの自由と権利に対して必要最小限の制限であるのかについて精査をお願いしたく、以下のように請願いたします。

2. 請願項目

- (1) 「BA.5 対策強化宣言」及び県民への感染対策を要請する同様の文書と、愛知県教育委員会のガイドライン及び資料において、学校等での食事中の会話に関して、「会話禁止」や「会話をしない」または同内容の言葉は使わないようにお願いします。
- (2) 文部科学省の衛生管理マニュアルおよび愛知県教育委員会のガイドラインに沿った対策が行われていれば、食事中の会話は大声でなければ可能とするように見直しをお願いします。

学校等において食事中の会話を可能とするように見直しを求める請願 資料

1. 趣旨引用資料

(1) 『BA. 5 対策強化宣言』

⑬ 学校等での対応

○ 学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

(2) - 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法

（基本的人権の尊重）

第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

(2) - 2 <補足>令和3年2月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡『「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について（新型インフルエンザ等対策特別措置法関係）』

第1 改正法及び政令の内容

6 まん延防止等重点措置に係る感染防止の協力要請等（法第31条の6）

【(3) 住民に対する感染防止に必要な協力の要請（法第31条の6第2項）】

「協力を要請することができる」内容として、以下の事項を規定している。協力を要請するに当たっては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするよう、特に留意すること。

イ) その他の「感染の防止に必要な協力」

手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防対策の実践等を要請することが考えられる。

(4) 衛生管理マニュアル (p56)

また、児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底してください。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。

同様に、高等学校等で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面においても注意が必要です。生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとった場面での感染が疑われる事例も生じていることを踏まえて、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫してください。食事後の歓談時には必ずマスクを

着用します。

(6) -1 末松信介文部科学大臣（当時）記者会見録（令和4年4月12日）

衛生管理マニュアルに記載しているように、食事の際に飛沫が飛ばないよう、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるといった、従来の対策が講じられていれば、給食時にマスクをせずに会話したことだけで、一律に出席停止の措置を求めるということにはならないと考えております。これらの趣旨につきましては、都道府県教育委員会に対して、引き続き、丁寧に説明をいたしてまいりたいと考えております。

(6) -2 令和4年8月1日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について」

2. 濃厚接触者の待機期間の見直しについて

学校衛生管理マニュアルにおいては、濃厚接触者に特定されない場合であっても「感染者と会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者」について、出席停止の措置を取ることとしていますが、この点については、「食事の際に飛沫が飛ばないよう、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える、といった従来からの対策が講じられていれば、給食時にマスクをせずに会話したことだけで、一律に出席停止の措置を取ることにはならない」との考え方を示しています。

(7) 松野官房長官記者会見録（令和4年6月10日）

一 先日、福岡市長が新型コロナにより続いている学校給食の黙食について見直す考えを示した。

各自治体で同じような動きが出始めている、大人の行動制限が緩和されている中で子どもたちにだけ厳しいのではないか、友だちと会話をする機会を奪うことで発育への影響がでるのではないかという意見がある。

国として子供の黙食を見直すことを呼び掛ける考えはあるか。

○松野官房長官

学校給食の場面での感染対策については、文部科学省が作成している衛生管理マニュアルにおいて、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要である、また食事前後の手洗いを徹底することなどを示しているところであります。

各自治体において、この衛生管理マニュアルも踏まえつつ、地域の実情に即して適切に取り組んでいただきたいと考えております。

(9) プレスリリース「黙食解除など求める要望書を保護者団体が国（文科省・厚労省）に提出 209自治体への公開質問状と子どもへのアンケートを基にコロナ禍の子どもへの影響を訴える」2022年9月21日 @Press

《記事抜粋》

新型コロナウイルス感染症対策が子ども達の心身や成長、健康に影響を与えていることを不安に思う全国の保護者が中心に活動する団体である全国有志子どもを思う会とこどもえがおプラットフォームは、子どもの感染対策に関する全国 209 自治体に対する調査の結果をもとに 9月 15 日、文部科学省と厚生労働省に要望書を提出したのでお知らせします。

我々は、一刻も早く教育や子育てをコロナ前の環境に戻し、子ども達により良い教育が行われることを目指し、情報発信や全国各地のメンバーで自治体への要望活動等を行っています。

<https://www.atpress.ne.jp/news/326484>

(10) 令和 4 年 9 月 8 日付け内閣官房等事務連絡「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その 6）」

別添 1 感染症予防対策に係る認証の基準（案）

1. 来店者の感染症予防

（2）食事・店内利用

- 店内 BGM の音量を低減させ、大声での会話を避けるように注意喚起を行う。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。

賛同者、賛同団体リスト

『学校等における食事中の会話を可能とするように見直しを求める請願』

『学校等における食事中の座席配置について互いの顔が見えるように見直しを求める請願』

【賛同者名】

浅井富成 医師

浅井医院 院長（名古屋市守山区）

全国有志医師の会 会員

名古屋有志医師の会 会長

末永啓 元春日井市會議員

全国有志議員の会 会員

【賛同団体名】（愛知県内の保護者団体）

全国有志子どもを思う会 愛知県支部

名古屋有志親の会

瀬戸子ども笑顔の会

豊橋の子どもの笑顔を考える会

子どもの笑顔と人権を守る会

日本の次世代を守る会

愛知子どもの幸せを考える会